

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐一

事務所 水戸市宮町2-3-102  
 〒310-0015 梅善ビル2・3階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

困難に直面した時に、真正面から取り組んでいるだけでは効果が得られないこともあります。ただし、困難から逃げれば、成長のチャンスも逃がします。メンタルの強さは、困難に打ち碎かれても立ち上がりながら身につけるものです。

大坂なおみはセリーナ戦で自分がコントロールできることだけに集中しました。自分以外のせいにするのではなく、何ができるか、自分の心と向き合っていると見えてくるものがあります。

「課題と向き合って積み上げる過程が楽しかった」と語る小平奈緒の生き方も眩しい。

## 私の書棚より

○適度に興奮し、不安もある程度抱えている状態のほうがいいパフォーマンスができると言われています。不安があればより集中しようとするし、準備も入念に行わざるをえないからです。

○自分がしなければいけないプレーを挙げてもらう。そうすれば不安になるヒマがなくなって、気にならなくなることがあります。

「ラグビー日本代表を変えた  
『心の鍛え方』」  
荒木香織著 講談社新書

## 税務アンテナ

□ 購入した固定資産や棚卸資産は、その資産購入時の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、仲介手数料、関税等の費用も取得価額に算入しますが、購入代金のおおむね3%以内の金額であれば、損金や経費として算入することができます。

又、不動産取得税、固定資産税、登録免許税その他登記、登録に要する費用、借入金利息、及び建物の賃貸に際して支払う仲介手数料は、損金や経費として算入することができますが、固定資産税相当額は、取得価額に算入し、権利金、立退料、礼金等が20万円以上の場合には繰延資産として、一定の期間で均等償却することになります。

□ 令和3年4月1日から消費税の総額表示が義務付けされています。

総額表示とは、消費税に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引金額を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示することをいいます。

消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、消費税額等や税抜価格が並記されても構いません。

又、不特定多数の者に対して、価格を表示する場合を対象としているため、事業者間での取引や、見積書、契約書、請求書等は総額表示義務の対象とはなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

## 3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
31日	○3年1月決算法人の確定申告 ○2年7月決算法人の中間申告 (予定申告) ○2年4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告

31日	○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『人間に与えられた、最大の力は努力です』 by 君原健二